

令和4年度 海浜エリア活性化ビジョン策定支援業務 仕様書

1 委託業務名

令和4年度 海浜エリア活性化ビジョン策定支援業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

本市は、東日本大震災により甚大な被害を受けた東部沿岸地域（以下「海浜エリア」という。）において、防災集団移転促進事業を推進するとともに、「仙台市東部沿岸部の集団移転跡地利活用方針」を策定・公表し、「つたえ、つなぎ、そしてつくる、新たな海辺の魅力と未来の仙台」の基本理念のもと、当該跡地の利活用推進による新たな魅力・価値の創出に努めてきた。

現在、海浜エリアには民間事業者、地域住民・団体、国・県の関係機関など、様々な主体による取り組みが展開され、新たな賑わいが生まれつつある。他方、地域文化の継承、未来への備えとなる震災の記憶伝承、また震災からの復旧・復興や貞山運河の利活用、様々な魅力をつなぐ回遊性の向上など、これからの海浜エリアに求める諸要素を整理し議論を進めることが課題となっている。

本市は、多様な主体による様々な取り組みとの連携・協働を通じ、海浜エリアを更なる魅力・価値であふれる場とするため、海浜エリアの将来像（ビジョン）を各主体と構築するとともに、広く市民とビジョンを共有し、その実現に向けた取り組みを着実なものとするを目的として、本業務を実施する。

4 ビジョンの概要

本業務委託においては、以下によりビジョン案を策定することとする。なお、令和5年度に本ビジョン案について市民意見聴取等を行い、適宜修正したものを最終版として策定・公表予定である。（令和5年度の業務については、本業務委託には含まない。）

(1) 対象エリア

ビジョン策定の対象エリアは、おおむね県道塩釜亘理線以東の本市沿岸地域および仙台港周辺地域とする。これらの地域に加え、せんだい3.11メモリアル交流館、せんだい農業園芸センター、名取市閑上地区の集客施設など海浜エリアの活性化に資する各事業と密接な関係にある周辺施設及び地下鉄東西線荒井駅、JR仙石線・陸前高砂駅及び中野栄駅などの海浜エリアへの玄関口など幅広く含むものとする。

(2) 構成イメージ

盛り込むべき項目及び内容はおおむね以下のとおりであるが、詳細は発注者と受託者との協議により決定するものとする。

① ビジョン策定の背景、目的等

② 海浜エリアの特性、現状及び課題

- ・海浜エリアの諸資源（地理・歴史・文化・自然等）及びエリア内各地区の特性
- ・国、県、本市等による既存計画における海浜エリアの位置づけ

- ・ 貞山運河を取り巻く環境と利活用の可能性
- ・ 震災からの復興と海浜エリアの新たな賑わい・回遊性

③ 海浜エリアの将来像

- ・ 海浜エリア全体の将来像
- ・ 地区特性に沿った活性化の方向性
- ・ 東日本大震災の記憶の継承と発信
- ・ 多様な賑わいをつなぐ回遊性

④ ビジョンの実現に必要な取り組み

5 業務内容

(1) 全体調査・分析

上記4(2)②に示した項目について、以下の観点に基づき調査・分析を行い、課題を整理すること。なお、調査・分析にあたっては文献調査の他、先行事例調査等、効果的な方策を用いること。

- ・ 貞山運河を始めとする諸資源の利活用
(利活用に向けた方向性検討、国・県との調整事項の整理等を含む)
- ・ 地域特性の魅力、地域文化の継承
- ・ 国、県、本市等による既存計画における海浜エリアの位置づけ
(市街化調整区域など土地利用上の制約事項を含む)
- ・ 東日本大震災の記憶の継承と発信
- ・ 賑わいづくりに関する取り組みと情報発信
- ・ 海浜エリア全体の回遊性

(2) ヒアリング調査

① 民間事業者及び地域団体等へのヒアリング調査の実施

海浜エリアに関わる民間事業者及び地域団体等（30件程度、詳細は契約後に別途提示する）を対象として、以下の項目についてヒアリング調査を実施すること。

- ・ 活動理念、活動内容及び活動上の課題
- ・ 今後の活動の方向性
- ・ 海浜エリアの将来像
- ・ 海浜エリアの活性化に必要な方策

② ヒアリング内容の整理・集約

ヒアリング内容を書き起こし、整理、集約及び分析を行うこと。

(3) 庁外・庁内検討会議運営支援

ヒアリング調査対象となる民間事業者や地域団体等により構成する庁外検討会議及び本市の庁内検討会議に関する下記業務を行うこと。

【会議予定】

- ・ 第1回（11月頃） 上記(1)(2)の調査・分析結果の報告及び意見聴取
- ・ 第2回（1～2月頃） 下記(4)(5)の海浜エリアの将来像及びビジョン実現に向けた検討結果の報告及び意見聴取

※庁外・庁内検討会議は2回ずつ開催予定

① 会議資料の作成

- ・各会議において、発注者の指示に基づき会議資料を作成し、必要部数を印刷し納品すること。履行期限及び印刷部数は会議開催に合わせ随時発注者が指定する。
- ・なお、検討会で出された意見を踏まえ、発注者が受託者に対し、次の検討会に向けた配布資料の修正を求める場合がある。

② 検討会議への出席、報告、意見聴取

- ・検討会議に出席し、調査・分析結果の報告や海浜エリアの将来像及びビジョン実現に向けた提案等について説明・報告し、意見を聴取すること。

③ 議事録の作成

- ・受託者は、録音した議事内容の記録により、議事録を作成すること。
- ・議事録は、不要な語句や明らかな重複を除いたものとし、本市が指定する様式により作成すること。(A4 版縦向き使用、横書き)
- ・作成にあたっては、「標準用字用例辞典」((公社)日本速記協会)及び「記者ハンドブック」((一社)共同通信社)を参考とすること。
- ・各検討会の7日後の17時までに議事録を発注者に提出すること。提出後、発注者から修正指示があった場合には、修正のうえ、改めて提出すること。
- ・議事録は、Microsoft社のWord形式で作成し、電子データで提出すること。

(4) 海浜エリアの将来像形成

上記(1)～(3)による調査・検討内容を踏まえ、海浜エリアの将来像をイメージパース、スケッチ、エリアマップ等としてビジュアル化すること。

(5) 海浜エリアのビジョン実現に向けた検討

上記(1)～(4)による調査・検討内容を踏まえ、将来像実現に向けた効果的な取り組みについて専門的見地から提案すること。

(6) ビジョン案策定

- ・上記(1)～(5)を取りまとめ、ビジョン案を策定すること。
- ・随時発注者と打ち合わせを行いながら作成し、作業の締め切りは別途発注者が指定する。
- ・ビジョン案(海浜エリアの調査・分析報告を含む)について、Microsoft社のWord形式で作成すること。
- ・上記(4)を中心としたビジョン案概要版をMicrosoft社のWord形式又はPowerPoint形式でA3判横向き両面1枚程度で作成すること。

(7) ビジョン案概要版リーフレット印刷

コート紙/カラー印刷(写真、イメージ図あり)/A3両面2つ折り…1,000部

(8) ビジョン共有のための取り組みの提案

本業務にて策定したビジョン案については、令和5年度に市民や事業者から幅広く意見聴取を行った上で、最終版として公表予定であることから、本ビジョン案を広く周知し、共有するための手法やイベント内容等を提案すること。(令和5年度の業務は本業務委託の対象外である。)

6 成果物

発注者に納品する成果物は以下のとおりとする。なお、成果物は原則としてグリーン購入法適

合商品を用いること。

- (1) ビジョン案（海浜エリアの調査・分析報告を含む） 10部
- (2) ビジョン案概要版リーフレット 1,000部
- (3) 上記(1)(2)に関する電子データ一式

ビジョン案については、編集可能な形式で提出するとともに、使用した写真や図版等についても、単独で活用できるよう別途電子データを納品すること。

7 スケジュール（案）



8 業務委託料の支払い

実績報告に基づく完了払いとする。

9 業務実施にあたっての留意事項

(1) 著作権に関する事項

- ・ 本業務において制作された成果物に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。
- ・ 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- ・ 本業務の履行にあたって生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の履行中及び完了後において、発注者にいかなる費用も発生しないようにすること。
- ・ 著作権、肖像権等に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わないものとする。

(2) 機密の保持

本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了、または委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じるものとする。なお、受託者が取り扱う個人情報については、発注者の保有する個人情報として仙台市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面にて申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 損害等

- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) その他

- ・ 本仕様書及び契約書に定めのないものは、発注者及び受託者の協議により定める。
- ・ 受託者は、発注者と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告すること。また、適宜作成原案及び関係資料を提出すること。